

## シンガポールのファミリーオフィスの概要

シンガポール経済開発庁 (Singapore Economic Development Board) は、2004 年にグローバル投資者プログラム (Global Investor Programme: GIP) を遂行しました。当該プログラムうちのファミリーオフィスプログラムは、外国投資家がシンガポールにおいてファミリーオフィスを設立し、審査に合格した後移民を申請することを奨励します。今年の予算案では、シンガポールは長年にわたって実施してきたファミリーオフィス制度をさらに深化し、免税対象範囲を拡大し、現行の免税措置を 2024 年まで延長し続けます。

シンガポールのファミリーオフィスはまた、シンガポール政府が導入された富裕層向けの移民プログラムでもあります。シンガポールのファミリーオフィスの構造は、主要申請者が本人又は家族によってシンガポールに設立される 2 つの会社、1 つのファンド会社、1 つのファミリーオフィスです。ファミリーオフィスはファンド会社 (シンガポールで設立された法人) にファンド管理サービスを提供し、シンガポールファンドの免税措置 (13X/13R) を適用します。

ファンドマネージャー (主要申請者) は、ファミリーオフィスを通じて本人又は家族の資産を管理し、就労ビサ (EP) を取得します。就労ビサ (EP) を 6 ヶ月間保持する者はシンガポール永住権 (PR) を申請できます。配偶者及び 21 歳未満の未婚の子女は家族ビサ (DP) を申請でき、両親は長期滞在ビサ (LTVP) を申請できます。

本稿はファミリーオフィスの定義、特徴及びシンガポールの免税措置について簡単に紹介します。

### SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.  
Di Wang Commercial Centre  
5002 Shennan Road East  
Luohu District, Shenzhen, China  
中国深セン市羅湖区深南東路5002号  
地王商業センター12階1203-06室  
T: +86 755 8268 4480

### SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B  
Guangqi Culture Plaza  
2899A Xietu Road, Xuhui District  
Shanghai, China  
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号  
光啓文化広場B棟6階603室  
T: +86 21 6439 4114

### BEIJING 北京

Room 303, 3/F.  
Interchina Commercial Building  
33 Dengshikou Street  
Dongcheng District, Beijing, China  
中国北京市東城区灯市口大街33号  
國中商業ビル3階303室  
T: +86 10 6210 1890

### SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court  
Singapore 069538  
セシルストリート138号  
セシルコート13階1302室  
郵便番号: 069538  
T: +65 6438 0116

### TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4  
Chung Hsiao East Road  
Daan District, Taipei  
Taiwan 10688  
台湾台北市大安区忠孝東路四段  
142号3階303室  
郵便番号: 10688  
T: +886 2 2711 1324

### NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.  
New York, NY 10013, USA  
米国ニューヨーク州ニューヨーク市  
キャナルストリート202号3階303室  
郵便番号: 10013  
T: +1 646 850 5888

### LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park  
Bromley, Greater London  
BR1 1LU, UK  
英国グレーター・ロンドンブロムリー  
フィールドパーク1号3階319室  
郵便番号: BR1 1LU  
T: +44 20 8176 3860

## 1. ファミリーオフィスの定義

米国ファミリーオフィス協会 (Family Office Association :FOA) の定義により、ファミリーオフィスとは、超富裕層向け設計された全方位的にウェルス・マネジメント及びファミリーサービスを提供し、その資産を長期的に発展し、家族の期待や希望に沿い、且つその資産をスムーズに相続し、価値を維持・向上する機関です。

ファミリーオフィスは、裕福な家族に総合的な資産やファミリーサービス管理を提供できるプラットフォームであり、その主な役割が、専門家に管理される価値保持の方法を通じて家族の要求に合致するものです。ファミリーオフィスは家族の資産を管理する専門的な民間組織です。主な役割は家族の資産負債表に細心の注意を払い、独立した機関の設立し、投資顧問を雇用し、家族のポートフォリオを管理することにより、家族が利害対立なしに安全な環境でウェルス・マネジメント目標を達成し、家族の統治や相続を実現し、家族の理念や夢を守護します。ファミリーオフィスは、普通な有限会社にすることも、有限会社をファミリーオフィスの構造に配置し、資産の相続や保護を実現することもできます。

## 2. ファミリーオフィスの種類

### (1) シングルファミリーオフィス (Single Family Office: SFO)

1 つの家族によって構成されたファミリーオフィスはシングルファミリーオフィスと呼ばれています。それは 1 つの家族がその資産を管理する民間企業です。資産はファミリーファンドに入れられ、ファンド投資は顧客自身又はファイナンシャルプランナーによって選択されることが可能です。裕福な家族の設立した法人はウェルス・マネジメント、資産計画に使用され、且つ当該家族のメンバーにその他のサービスを提供します。

シンガポールのシングルファミリーオフィスは、登録ファンド運用会社 (RFMC) 及び認可ファンド運用会社 (LFMC) のファンド・ライセンスの取得が免除されます。

### (2) マルチファミリーオフィス (Multi Family Office: MFO)

複数の家族によって構成されたファミリーオフィスはシングルファミリーオフィスと呼ばれています。それらの家族は必ずしも相互に関連しているわけではありません。その形成は主に 3 つがあります。1 つ目はシングルファミリーオフィスがその他の家族を受け入れた後転換されることです。2 つ目は民間銀行が大規模顧客により良いサービスを提供するために設立することです。3 つ目は専門家によって設立されることです。

シンガポールのマルチファミリーオフィスは、登録ファンド管理会社 (RFMC) 及び資格のあるファンド管理会社 (LFMC) のファンド・ライセンスを取得する必要があり、エクスターナル・アセット・マネジメント (EAM) に類似しています。

### 3. ファミリーオフィスの特徴

ファミリーオフィスは以下の特徴があります。

- (1) 家族の資産は自然人から分離され、会社に委託されます。
- (2) 資産相続の際に、持株会社の株式のみを譲渡する必要があります。
- (3) 家族の資産は専門家によって管理されることができます。
- (4) 管理は簡単です。

### 4. 免税措置

シンガポール金融管理局は「証券先物法」で「シングルファミリーオフィス」という用語を定義しておらず、シングルファミリーオフィスにライセンスを発行せず、監督・管理しません。ファミリーオフィスの発展を促進するために、シンガポール政府はファミリーオフィスに対し、ライセンス申請の免除及び優遇税制を付与しました。啓源のシンガポール会計事務所はファミリーオフィスの免税申告及び顧問サービスを提供できます。詳細は啓源の専門会計士にお問い合わせください。

下表では 13CA、13R 及び 13X の 3 つの条項を簡単に比較します。

|            | 13X 条項                                     | 13R 条項   | 13CA 条項  |
|------------|--|--|--|
| 資産会社の設立地   | シンガポール国内外の会社                               | シンガポールの現地会社  | 外国会社   |
| 最低要件       | 5000 万シンガポールドル以上                           | なし(5000 万シンガポールドル以上を勧め)                              | なし   |
| 年度経費       | 20 万シンガポールドル以上                             | 20 万シンガポールドル以上                                       | なし   |
| 会社を管理する投資者 | 3 名以上                                      | 3 名以上  | 1 名以上  |
| 投資形態       | 無制限  | 会社のみ   | 会社、信託、パートナーシップのみ                               |
| 金融管理局の承認   | 必要   | 必要   | 不要   |
| 有効性        | 承認後、毎年の免税要件に該当する限り、免税を永久に享受できる。投資戦略を変更できない | 承認後、毎年の免税要件に該当する限り、免税を永久に享受できる。投資戦略を変更できない           | 2024 年以降に期限切れにある可能性がある                         |
| 適用         | シンガポール国内外の大家族<br>5,000 万シンガポールドル以上の管理される資産 | シンガポール国内の家族株式を直接保有する個人は少ない<br>全ての取締役会はシンガポール国内で開催される | シンガポール国外の家族個人が株式を直接保有する<br>取締役会はシンガポール国外で開催される |

## 5. ファミリーオフィスの構造

シングルファミリーオフィスは実際に非公開有限責任会社です。金融管理局の書類により、シンガポールにおいて設立されたシングルファミリーオフィスは金融管理局の免税要件に該当するするには以下の構造で設立される必要あります。

- (1) 持株会社を設立する
- (2) 持株会社に 100% によって保有されるシングルファミリーオフィス及び投資ファンドを設立する
- (3) シングルファミリーオフィスは投資ファンドを通じて家族の資産を管理する

シンガポールで資産を配置・管理することにより、家族メンバーはシンガポールのファミリーオフィスで管理し、就労ビサを取得できます。約半年後、家族メンバーはシンガポール永住者の資格を申請し、資産移転をすることができます。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: [info@kaizencpa.com](mailto:info@kaizencpa.com), [enquiries@kaizencpa.com](mailto:enquiries@kaizencpa.com)

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140, +86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: [www.kaizencpa.com](http://www.kaizencpa.com)